

平成30年度セルロースナノファイバー活用製品の 性能評価事業委託業務 公募要領

平成30年2月
環境省地球環境局

環境省では、植物由来の素材で鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度等の特性を有するセルロースナノファイバー（以下「CNF」という。）に着目し、様々な製品等の基盤となる樹脂材料にCNFで補強したCNF活用材料（複合樹脂等）を使用することで、CO₂の削減を図ることを目的とした事業を推進します。本事業では、CNF活用材料で部品等を試作し、実機に搭載することで製品としての信頼性、CO₂削減効果等の性能評価を実施するとともに、早期社会実装に必要な項目について導入実証を行うものです。

下記の要領により、平成30年度事業の実施主体を募集しますので、応募に当たっては本要領を熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

1. CNF活用製品の性能評価事業の目的と性格
2. CNF活用製品の性能評価事業の実施対象、実施期間等
3. CNF活用製品の性能評価事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1. CNF活用製品の性能評価事業の目的と性格

- CNFの導入を推進することで、将来的な地球温暖化対策に大きく貢献することを目的としています。

CNFは、植物由来のカーボンニュートラルな材料で、高い比表面積と空孔率を有していることから、軽量でありながら高い強度や弾性を持つ素材として、様々な基盤素材への活用が期待され、精力的な開発が進められています。

特に、高強度材料(自動車部品、家電製品筐体)や高機能材料(住宅建材、内装材)への活用は、軽量化や高効率化等によるエネルギー消費の削減に繋がることから、地球温暖化対策への多大なる貢献が期待されています。

一方、CNFの多種多様な機能を生かし、実用化に結び付けるためには、例えば樹脂材料をCNFで補強したCNF軽量材料(複合樹脂)の製造を担う材料メーカーや、最終製品の製造を担うメーカー等と連携した用途開発が不可欠です。

本事業は、国内市場規模が大きく、CO2削減ポテンシャルの大きい家電(送風ファン等)、住宅・建材(窓枠、断熱材、構造材等)、再エネ(風力ブレード等)、業務・産業機械(空調ブレード等)等の分野において、製品メーカーの参画のもと、CNF複合材料(複合樹脂等)の用途開発を実施するとともに、CNF複合材料を実機に搭載することでCO2削減効果(例回転部品の軽量化による省エネ)等の性能評価および早期社会実装に向けた導入実証を行います。これにより、製品製造時や社会実装時における課題を解決し、そのノウハウを蓄積することで、地球温暖化対策に多大なる貢献が期待されるCNFの早期社会実装を実現することを目的とします。

- エネルギー対策特別会計による予算です。

本事業は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。特別会計に関する法律の規定により、使途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための評価等であって、再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する評価等に限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する評価等、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)の排出抑制に関する評価等*、森林等の吸収源に関する評価等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する評価等は、本事業の対象となりません。

* エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する評価等であって、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制につながるものは対象となります。

- 委託事業の性質について

委託事業は、環境省からの委託を受け、試験機等を用いてデータを収集し、ノウハウを取得するもので、その後の社会実装につながる事業です。採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行ったうえで、完了した事業が契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払を受けるものです。

- 採択に係る手順について

本事業により実施する実証・評価等は、公募により民間団体、公的研究機関、大学等(以下「民間団体等」という。)から提案のあった事業内容を、外部有識者から構成されるセルロースナノファイバー性能評価モデル事業(早期社会実装に向けた導入実証)公募審査委員会(以下、公募審査委員会)において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味がありません。万一陳情等があった場合は、応募された課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. CNF活用製品の性能評価事業の実施対象、実施期間等

(1) 事業概要について

本事業は、将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいもの、民間の自主的な取り組みだけでは十分に進まない技術分野に係わる導入実証(CO2削減効果の評価・検証)を対象とし、下記の内容で公募を行います。

審査については外部有識者から構成される公募審査委員会が行います。

- ・本事業は、国内市場規模が大きく、CO2削減ポテンシャルの大きい家電、住宅・建材、再エネ、業務・産業機械等の分野において、ターゲットとなる最終製品を設定し、CNF活用材料(複合樹脂)等の用途開発、製品に搭載することでCO2削減効果等の性能評価および早期社会実装に向けた導入実証を行うものです。
- ・CNF導入に当たってのコスト面、調達面、実施体制、規制面、出口戦略における課題を抽出し、その対策や副次的効果を検討します。
- ・最終製品メーカー、もしくは部品メーカーが主体となって、CNF活用製品の企画、設計、製作、性能評価、CO2削減効果の評価・検証を実施します。
- ・最終製品メーカーが主体となる場合には、実施期間については、3年度以内(契約日～最長平成33年3月12日まで)とします。
- ・部品メーカーが主体となって、表2. 7の製品作成は行わずに表2. 6のCNF部品を作成し、その評価までを実施する場合は、実施期間については、2年度以内(契約日～最長平成32年3月13日まで)とします。

(2) 事業概要について

下記の①及び②を満たす事業を対象として、公募を行います。

① 下記より1分野を選択すること

表1. 実施分野

	対象分野	用途の例 (CNFを活用することでCO2削減効果が期待できる用途)
1	家電	送風ファン等
2	住宅・建材	窓枠、断熱材、構造材等
3	再エネ	風力ブレード、太陽光パネル等
4	業務・産業	空調ブレード、集塵装置、産業機器の軽量化等
5	その他	その他、温暖化対策 (CO2削減) に資する用途

② ①で選択した分野において下記実施条件を満たす事業を提案すること

表2. 実施条件

1. 国内において事業を行うこと。
2. 当該分野におけるCNFの従来材料との比較における優位性、展開効果について検証すること。
3. 当該分野におけるCNFの従来材料と比較し、現状と同等以上の品質・性能を持つこと。検証に用いるCNF活用材料は開発済であり、少なくとも材料の調達、部材の成型が可能な成熟度であること。
4. 当該分野の製品内に使用する部品を指定し、CNF活用材料への材料置換を実施し、実証を行うこと。 なお、製品内に使用する部品を2点以上指定してもよい。 ※部品メーカーが主体となる場合には、最終製品へのCNF活用材料の搭載は行わず、部品を作成しての評価までを実施することとしても差し支えない。
5. 4.の部品は、CO2削減効果、波及効果の大きいと見込まれる用途において選定すること。
6. 最終製品へCNF活用材料を搭載するため、CNF活用材料の性能評価を行うとともに、各分野で求められる大きさ、強度等に応じて最適な成形加工方法を確立し、CNF活用材料を作成する。
7. 6.で作成したCNF活用材料を用いてCNF活用部品を試作し、各種製品にCNF活用部品を搭載した製品を作成し、各種試験を実施し、当該製品の性能を評価する。部品として強度、信頼性、コスト等の性能評価を実施するとともに、CNF活用部品置換によるCO2削減効果の評価検証を行う。

※部品メーカーが主体となる場合には、7.の製品作成は行わず、6.の部品を作成しての評価までを実施することとお差し支えない。ただし、業務の実施において、当該分野の最終製品メーカーと連携が構築されていること。

8. CNFの早期社会実装に向けて、先行する環境省CNF関連事業との連携策について、提案すること。
9. 事業終了後の実機搭載を前提とした、実施体制を形成すること。
10. その他、早期社会実装に向けて実施すべき事項等。

(2) 予算について

平成30年度については、採択事業の当該年度の事業費の合計が10億円程度となるよう、外部有識者から成る公募審査委員会を経て決定されます。平成31年度以降については、それぞれ当該年度の予算の範囲内において、外部有識者から構成される評価委員会による中間評価を経て決定されます。

ただし、価格競争ではありませんが、可能な限り少ない予算で実施可能な計画の策定に努めてください。なお、委託事業では、原則備品費は認めておりません。

(3) 事業期間等について

原則として、最終製品メーカーが主体となる場合は、実施機関については、3年度以内（契約日～最長平成33年3月12日まで）、部品メーカーが主体となって、表2. 7の製品作成は行わずに同表6のCNF部品を作成し、その評価までを実施する場合には、2年度以内（契約日～最長平成32年3月13日まで）とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される評価委員会による中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、評価委員会による事業進捗に係る評価結果を踏まえ、各年度開始前に所要額の調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

3. CNF活用製品の性能評価事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者としてします。

- ア 民間企業
- イ 地方公共団体
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- オ 法律により直接設立された法人
- カ 大学
- キ その他環境大臣が適当と認める者

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方で上記エ及びカに当てはまる方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- 事業の実施を所属機関等の業務（公務）として行うこと。（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）
- 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

本事業は、複数の事業者等による共同事業、複数の事業者等から構成されるコンソーシアムによる共同事業、又は単独の事業者等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

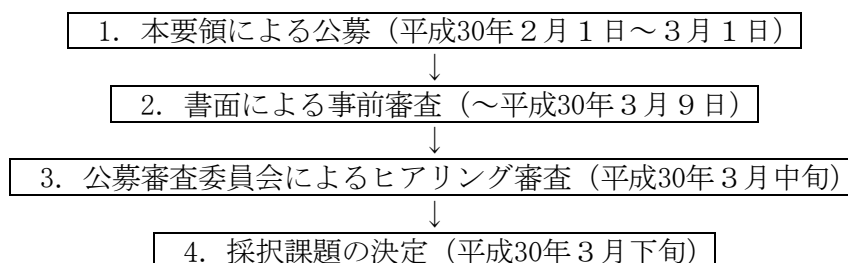
まず、事業の代表者を決めていただきます（単独の事業者等による事業の場合を除く）。

代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や組織変更等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



※場合によって、環境省より質問させていただく可能性があります。

書面による事前審査について

応募課題については、各種要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査で行った上で、ヒアリング審査にかける応募課題を選定します。事前審査の結果については、事業代表者に対して通知します。

この過程で、応募課題について、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

公募審査委員会によるヒアリング審査について

公募審査委員会では以下の観点から、公募審査委員会においてヒアリングを行った上で採否等について審査します。a)～g)は10点満点とし、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。また、a)～f)(平均)とg)の比率を1:1として、点数を算出します。

- a)課題の妥当性…事業目的に相当する課題か。本事業の対象に合致しているか。
- b)技術的意義…技術に実用性、発展性があるか。
- c)政策的意義…国の地球温暖化対策上の政策的必要性（対策強化につながるか、対策コストの低減につながるか等）が高いか。
- d)目標設定・達成可能性…事業成果の性能目標（機器、システム単体でのCO2削減効果を含む）の設定は妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。
- e)実施体制・実施計画…事業実施体制・実施計画が、事業内容や目標から妥当であるか。
- f)事業化・普及の見込み…早期の事業化及びその後の普及が見込まれるか。普及による社会全体でのCO2削減効果が相当程度見込まれるか。
- g)総合評価…a)～f)の観点に加え、事業経費の妥当性h)等それ以外の観点も含めた総合評価。
- h)事業経費の妥当性…妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の三段階。

審査に当たっては、公募審査委員会でヒアリングを行います（その際には様式「【概要資料】平成30年度CNF活用製品の性能評価事業委託業務」として提出いただいた資料で説明いた

きます)。なお、公募審査委員会は非公開とし、ヒアリングの日程や場所等については、別途通知します。

採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、公募審査委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の実証事業と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ実証事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。（問い合わせ先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 事業代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 事業経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(5) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(6) 繰越明許制度について

本事業に要する経費は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができます。

① 研究方式の決定の困難

実際に設計を開始したのちに必要な性能が得られないことが判明する等、更なる技術的検討が必要になる場合

② 計画に関する諸条件

当初予見し得なかった新たな知見が発見された場合、当該事業に参画していない第三者との協議に不測の日数を要する場合

③ 設計に関する諸条件

部材の製造や性能評価を実施する場合において、機器の互換性、規格等が従来品では対応できず、設計の変更が必要となり、不測の日数を要する場合

④ 資材の入手難

汎用的でない資材を使用することが想定されるが、当該資材の納期の遅延や生じた場合や

確保が困難な場合

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは完了後に、ご発表いただく場合もございますので、ご了承ください。

(8) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(9) 事業経費として計上できる経費について

事業経費として計上できる経費については、下記のとおりとなります。

○委託事業

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

表 2. 委託事業の経費の区分

人件費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者(以下、「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。 地方公共団体が応募する場合は、人件費を計上することはできません。
業務費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
	設備品費※	<ul style="list-style-type: none"> 備品の購入は原則認めない(備品は、取得価格が50,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう)。 事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格が50,000円未満の物品に係る経費。 取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。 (試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等)
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。

	<ul style="list-style-type: none"> • なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。
通 信 運 搬 費	<ul style="list-style-type: none"> • 当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) • なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
借料及び 損料	<ul style="list-style-type: none"> • 業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。 • リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。 • なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> • 当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 • なお、会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になつたりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑 務 費	<ul style="list-style-type: none"> • 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 • 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外 注 費	<ul style="list-style-type: none"> • 当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。 • 再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。 • 原則として人件費、業務費、一般管理費の合計額の2分の1を超える額を計上することは認めない。
一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費 (直接経費(外注費及び共同研究費除く)に10分の1.5を乗じて得た金額以下)
共同事業費	委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施するための経費(一般管理費相当分を含む)
消費税	消費税及び地方消費税(8%)

※本事業では、原則備品の購入は出来ません。

※試作品については、事業の終了をもってその用を足さなくなる物品であるため、事業終了後は原則として撤去もしくは廃棄となりますので、必要な撤去費用等を計上して下さい。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」(平成28年10月環境省大臣官房会計課)に準拠します。

基本方針URL → <http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/itaku-keihisansyutu281003.jtd>

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

① 応募様式の提出(電子メールでの提出)

「【添付資料】平成30年度CNF活用製品の性能評価事業委託業務応募様式.doc」に必要事項を記入の上、PDFに変換したうえで、環境省のメールアドレス(CNF-MARKETMECHANISM@env.go.jp)に送付してください。提出は1ファイルで容量は9MB程度以下としてください。

受付期間：平成30年2月1日(木)～3月1日(木) (17:00)

②概要資料及び実績資料の提出（電子メールでの提出）

①の手続が完了した後に、環境省のメールアドレス (CNF-MARKETMECHANISM@env. go. jp) に、以下のファイルをお送りください。なお、受信可能な容量に制限がありますので、添付ファイルを含めたメール1通当たりの容量は9MB程度以下としてください。

- ・「【概要資料】平成30年度CNF活用製品の性能評価事業委託業務.ppt」
- ・事業代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの事業等の実績が分かる資料（簡易なもので結構です）

受付期間：平成30年2月1日（木）～3月1日（木）（17：00）

◎電子メール受領の確認

②の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

③所属機関の承認書等の提出（郵送での提出）

事業実施に係る所属機関の承認書及び事業参画に係る承諾・承認書を押印の上、環境省宛に郵送してください（宛先は「7. その他」参照）。

締切：平成30年3月8日（木）（当日消印有効）

※郵送以外の場合は、締切日の当日までに確実に宛先に届く方法によること。

上記の①～③の提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

④注意事項

表3. 注意事項

・応募書類様式のダウンロード	・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ファイル種別	・提案書類はPDF形式を原則とします。なお、以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none">○ Word 2000以降○ 一太郎 Ver. 12以降○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降
・画像ファイル形式	・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフト等別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
・提案書アップロード	・応募できるファイルの最大容量は9Mbyteです。それを超える容量のファイルは環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室へ問い合わせてください。
・提案書の修正	・提案書類は、期限後の修正を受け付けておりません。不備がある場合の

<ul style="list-style-type: none"> ・受付状況の確認 ・その他 	<p>み当方から連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受理確認は、電話で行ってください。 ・提案者が責任を持って環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室へ提出してください。 ・契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u> <p><u>また、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u></p>
--	--

(2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書及び交付要綱に定めるとおりとします。

その他、以下の資料を参照してください。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）」（平成22年6月22日中央環境審議会）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成21年10月28日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」（平成25年2月1日環境省改正）に準じて行います。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成25年2月1日環境省改正）に準じて行います。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「平成30年度CNF活用製品の性能評価事業委託業務に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

TEL 03-5521-8339

FAX 03-3580-1382

E-mail: CNF-MARKETMECHANISM@env.go.jp